

とら こちら奈良市東部出張所です 9

令和7年(2025年)
9月 No.96



目次：P1 国勢調査のお知らせ P2 戸籍の振り仮名 キオスク端末未利用のお知らせ P3 地域おこし協力隊 燐隊員 P4 地域おこし協力隊 森川隊員
編集・発行 【毎月1日発行】奈良市 東部出張所（奈良市大柳生町4735） TEL:0742-93-0001 FAX:0742-93-0061 E-mail:toububr@city.nara.lg.jp

皆さんこんにちは。残暑の中、空の色、風や虫の音にも少しずつ秋を感じられるようになってまいりました。皆様におかれましてはお変わりなくお過ごしでしょうか。

さて、9月は「防災月間」です。近年の予想不可能な災害を前に、「備えあれば憂いなし」という言葉の重みを改めて感じている方も多いのではないのでしょうか。非常食や飲料水は最低でも3日分、懐中電灯といった備蓄品をチェックすることはもちろん、家族で避難経路や連絡方法を話し合っておくことも重要です。また、災害時には自助、共助、公助の連携が欠かせません。

まずは自分の家族を守るための「自助」の意識を高め、そして地域で助け合う「共助」の輪を広げていくことが大切です。「うちは大丈夫だろう」ではなく、「もしもの時」を想定して行動することが、私たち自身や大切な人を守ることに繋がります。

この機会に、ご家庭での防災対策を見直してみたいかがでしょうか。

引き続き東部出張所は、地域課題の解決に向け取組んでいきますのでご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

東部出張所所長補佐 岡田康彦

令和7年度 国勢調査のお知らせ

日本に住むすべての人と世帯が対象 5年に一度の最も重要な統計調査です

国勢調査の調査結果は、生活環境の改善や防災計画の立案など皆さまの生活に欠かせない、さまざまな分野で幅広く活用されています。調査へのご協力をお願いします。

調査の目的

国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としています。

調査の目的

令和7年10月1日現在で実施します。

調査の項目

世帯員に関する事項：男女の別、出生の年月、就業状態など13項目
世帯に関する事項：世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など4項目

調査方法

調査員が世帯を訪問し、調査書類を配布

回答方法

以下の3つの方法があります。
①インターネット ②郵送 ③調査員への提出

かんたん・便利に回答できるインターネット回答をぜひご利用ください

詳しくは下記の総務省統計局の
「国勢調査2025キャンペーンサイト」をご覧ください。

戸籍の「氏名の振り仮名」記載について

本籍地の市町村から通知書が発送されました

8月号でもお知らせしましたが、戸籍の氏名にフリガナが記載されることに伴い、本籍地の市区町村から、戸籍に記載予定の「氏名の振り仮名」を印字した通知書が発送されました。通知書に記載された「氏名の振り仮名」に誤りがある場合は、通知書に記載されている手続きに従って、期日までに届け出てください。

本籍地の市区町村からの通知

本籍地の市区町村から、戸籍に記載する予定の振り仮名を通知します。通知が届きましたら、内容を必ずご確認ください。

通知の振り仮名が正しい場合

通知の振り仮名が正しい場合、届出は不要です。届出をされなくても、令和8年5月26日以降に、通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

通知の振り仮名に誤りがある場合等

令和8年5月25日まで（改正法の施行日から1年以内）に限り、氏名の振り仮名の届出をすることができます。通知の振り仮名に誤りがある場合や早期の戸籍への記載を希望される方は、届出をしてください。

届出ができる方

氏の振り仮名の届出と名の振り仮名の届出は、それぞれ届出できる人が異なります。

□氏の振り仮名の届出人

原則として戸籍の筆頭者が単独で届け出ます。
※筆頭者が除籍されている場合にはその配偶者、配偶者も除籍されている場合は在籍中の子が届出人になります。

□名の振り仮名の届出人

既に戸籍に記載されている方がそれぞれ届出人となります。
※15歳未満の場合は親権者等の法定代理人が届出人となります。

キオスク端末での証明書の 交付利用停止について

下記の日程の通り、市内にあるマイナバーカードを利用したコンビニ交付業務が停止となり、東部出張所も同様に停止します。期間中、皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※窓口での交付は通常通り対応いたします。

□ 9/15(月・祝)～9/17(水)

奈良市の課税（非課税）証明書交付を停止します

□ 9/18(木)

奈良市の以下の証明書の交付及び利用登録申請を停止します

- ・住民票
- ・印鑑証明
- ・課税（非課税）証明書
- ・戸籍謄抄本（奈良市に本籍がある方）
- ・戸籍の附票（奈良市に住民登録をしている方）

届出の方法 以下のいずれかの方法で届出ができます。

マイナポータルによる届出

マイナバーカードをお持ちの方は、スマートフォン等を使って、マイナポータルから届出をすることができます。

□必要なもの・・・届出人のマイナバーカード

※届出を行うには次の暗証番号が必要です。
「利用者証明用電子証明書用」（数字4桁）「券面事項入力補助用」（数字4桁）
「署名用電子証明書用」（半角英数字6桁以上16桁以下）

窓口による届出

本籍地、もしくはお住まいの市区町村も含めて、届出が可能です。届出の際は、本籍地からの通知をご持参ください。
下記の期間中については、氏名の振り仮名専用の臨時受付窓口を開設します。

場 所： 奈良市役所庁舎1階
期 間： 令和7年8月1日から令和7年10月31日
時 間： 午前9時から午後5時まで ※土日祝休日を除く
持ち物： 本人確認書類（マイナバーカード、運転免許証、パスポート等）
本籍地からの通知書

※一般に認められていない読み方の場合は、読み方が適用していることを証明する書類（預貯金通帳・パスポート等）が必要です。

郵送による届出

本籍地の市町村あてに郵送でお送りください。本籍地が奈良市の方は下記までお送りください。

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 市民部 市民課 戸籍振り仮名担当 宛

【お問合せ】 制度について、詳しくは法務省のホームページ
または下記コールセンターまでお問い合わせ下さい。

【法務省振り仮名専用コールセンター】

電話：0570-065-0310

期間：令和7年5月26日から令和8年5月26日まで

時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※土、日、祝日、年末年始（令和7年12月30日から令和8年1月3日）は除く。

法務省ホームページ



奈良さとやまSUMMERキャンペーン 2025が終了しました

7月19日から8月31日まで「奈良さとやまSUMMERキャンペーン2025」を開催しました。キャンペーンにご参加いただいた事業者をはじめ、地域の皆さまには、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。本キャンペーンでは、夏休みの体験メニューや特別ツアー、東部地域で行われたイベントの紹介のほか、8月2日（土）には8つの体験ブースが集合した「夏休み宿題フェスタ2025」を開催しました。

奈良市や木津川市へのパンフレット配布、TVの取材やWEBページへの掲載など、多くの方に東部地域へお越しいただけるようPRを行いました。期間中は奈良市内だけでなく、近隣地域からも多くの方にお越しいただきました。今後も大勢の方に東部地域へお越しいただけるよう、東部地域の魅力の発信を行っていきます。